

根浜海岸復興養浜技術検討委員会 設立趣意書

根浜海岸は、白砂青松を有する陸中海岸屈指の海水浴場として知られ、地域に親しまれていたと共に、震災前は海水浴を初めとする年間4万人以上の観光客でにぎわっていた釜石市の中心的な観光地であった。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災による津波や地盤沈下により、砂浜が消失した。

震災後、根浜海岸には徐々に砂が戻りつつあるが、釜石市が先に行った検討では、失われた砂浜が自然回復するには、数百年オーダーの時間を要するとの調査結果が得られている。

根浜海岸のある鵜住居地域は、スポーツと観光の拠点として復興が進められており、ラグビーワールドカップ2019TM釜石大会が開催されるスタジアム、駅前の観光交流施設等の建設と併せて、根浜海岸の復活が切望されている。

以上のことから、学識経験者等で構成する本委員会で、観光資源、海岸の防護及び海岸環境の保全に大きな役割を果たしていた砂浜の復元について、その方針や技術的方法について検討し、砂浜再生の可能性についてご意見をいただくものである。

根浜海岸復興養浜技術検討委員会規約

(主旨)

第1条 この規約は、岩手県における根浜海岸復興養浜技術検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、東日本大震災津波に伴い消失した、根浜海岸の砂浜の再生（養浜）に係る技術的検討を目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 砂浜再生の可能性検討に関すること。
- (2) その他目的の達成にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員は、岩手県沿岸広域振興局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。
- 4 関係行政機関の職員である委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総務し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、岩手県沿岸広域振興局長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岩手県沿岸広域振興局土木部において処理する。

2 事務局は、委員会の庶務を委託することができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規約は、平成29年5月29日から施行する。

別表

根浜海岸復興養浜技術検討委員会 委員名簿（案）

（敬称略・五十音順）

分 類	氏 名	所属機関・団体名	備 考
委員 （海岸工学）	小笠原 敏記	岩手大学理工学部システム 創生工学科 准教授	
委員 （水工学）	田 中 仁	東北大学大学院工学研究科 教授	
委員 （生物学）	松 政 正俊	岩手医科大学全学教育推進 機構教養教育センター長	

行政委員

分 類	氏 名	所属機関・団体名	備 考
研究機関（海岸）	加 藤 史 訓	国土技術政策総合研究所海 岸研究室長	
研究機関（水産）	煙 山 彰	岩手県水産技術センター所 長	
県（防潮堤管理者）	漆 原 隆 一	岩手県農林水産部森林保全 課総括課長	
県（漁港海岸）	阿 部 幸 樹	岩手県農林水産部漁港漁村 課総括課長	
県（一般海岸）	岩 渕 和 弘	岩手県県土整備部河川課総 括課長	
釜石市	似 内 敏 行	釜石市産業振興部長	

事務局

分 類	所属機関・団体名	備 考
県(防潮堤管理者)	岩手県農林水産部森林保全課	
	沿岸広域振興局農林部	
県(漁港海岸)	岩手県農林水産部漁港漁村課	
	沿岸広域振興局水産部	
県(一般海岸)	岩手県県土整備部河川課	
	沿岸広域振興局土木部	
釜石市	釜石市産業振興部商業観光課	
	釜石市産業振興部水産課	